

平成29年度 第1回文京区地域福祉推進協議会 要点記録

日時 平成29年5月12日（金）午後2時から午後3時10分まで

場所 文京シビックセンター24階第1委員会室

<会議次第>

1 開会

2 議題

(1) 新たな地域福祉保健計画の策定について 【資料第1号】

(2) 平成29年度地域福祉保健計画検討スケジュールについて 【資料第2号】

(3) 文京区居住支援協議会の設立について 【資料第3号】

3 閉会

<地域福祉推進協議会委員（名簿順）>

出席者

高橋 紘士 会長、青木 紀久代 副会長、高野 健人 副会長、須田 均 委員、
佐藤 文彦 委員、三羽 敏夫 委員、川又 靖則 委員、小野寺 加代子 委員、
水野 妙子 委員、天野 亨 委員、大畑 雅一 委員、福永 喜美代 委員、
川合 正 委員、荒川 まさ子 委員、飯塚 美代子 委員、右近 茂子 委員、
佐々木 妙子 委員、佐藤 澄子 委員、山下 美佐子 委員、高田 俊太郎 委員
黒澤 摩里子 委員、高山 陽介 委員、小野 洋子 委員、尾崎 亘彦 委員、
小山 榮 委員、井出 晴郎 委員、武長 信亮 委員、鶴田 秀昭 委員

欠席者

平岡 公一 副会長、高山 直樹 副会長、金 吉男 委員、下田 和恵 委員、
永井 愛子 委員、小倉 保志 委員

<事務局>

出席者

須藤福祉部長、椎名子ども家庭部長、石原保健衛生部長、加藤企画課長、
橋本防災課長、木幡福祉政策課長、五木田福祉施設担当課長、榎戸高齢福祉課長、
真下認知症・地域包括ケア担当課長、中島障害福祉課長、渡邊生活福祉課長、
宇民介護保険課長、細矢国保年金課長、畑中高齢者医療担当課長、鈴木子育て支援課長、
多田子ども家庭支援センター所長、浅川生活衛生課長、境野健康推進課長、
渡瀬予防対策課長、内藤保健サービスセンター所長、熱田学務課長、
矢島児童青少年課長、安藤教育センター所長

欠席者

大川幼児保育課長、宮原子ども施設担当課長、植村教育指導課長、
田口文京区社会福祉協議会事務局次長

＜傍聴者＞

10人

福祉政策課長： ただいまから、平成29年度第1回文京区地域福祉推進協議会を開会いたします。本日は、お忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。4月の組織改正及び人事異動によりこの本協議会に出席する幹事について、変更もありました。改めまして、区の幹事の紹介をさせていただきます。

(各幹事挨拶)

幹事を代表いたしまして、福祉部長の須藤よりご挨拶申し上げます。

福祉部長： 皆様、改めましてこんにちは。福祉部長の須藤でございます。

本日、第1回文京区地域福祉推進協議会を開催させていただきます。委員の皆様の多くは、2年目かと思いますが、今年度は地域福祉計画、高齢者介護保険事業計画、障害福祉計画、保健医療計画、この4本の計画を策定する年となります。

昨年度のご議論等も反映してつくり上げてまいればと思います。計画策定のため、昨年より、会議の回数等も増えますのでご理解、ご協力をお願いいたします。検討すべき内容もかなり多岐にわたり、量も増えますので、ご議論をいただくには、時間もかなり限られます。効率的な時間配分を意識していただければ幸いです。

これからの地域福祉計画を考えますと、高齢化の動きや流れが必ず影響するものかと思っております。また医療や介護がかかわる地域包括ケアをどうしていくのか。昨年6月には、ニッポン一億総活躍プランが閣議決定され地域共生社会の実現というのが掲げられています。国はそのための実現本部を立ち上げ、「我が事・丸ごと」という概念で、その地域づくりを進めるとしてます。

地域共生社会とは、支え手側と受け手側とに分かれるのではなく、地域のあらゆる方々が役割をもって、支え合いながら活躍できるコミュニティということでこれを文京区でどのように考えていくのが計画の検討の中にはかかわってくるものと思います。今全ての分野において、国全体が大きく動いておりますが、鷹の目、蟻の目という言い方がございますが、長期的な視点で大局を見る鷹の目と現場的視点である蟻の目を意識して、全体のバランスをとりながら検討を進めたいと思います。良い文京区の地域福祉計画策定を祈念いたしまして、ご挨拶いたします。どうぞ1年間よろしく願いいたします。

福祉政策課長： ありがとうございます。

それでは、これより議事に入りたいと存じます。

高橋会長： それでは、議事を始めたいと思います。

今年度は、計画策定が目白押しです。国のレベルでのいろいろな制度改正と連動し、とりわけ介護は、大変シリアスな介護報酬の改定があり、診療報酬と同時改定の年にもなります。法律も今国会に出ています。それを受けまして、東京都もいろいろな動きがあり、もちろん区のレベルでそれをどういう形で、地域で実現していくかということでは、直接の責任は区のもちろん事務局とこの協議会です。

最近横文字を使ってステークホルダーと言いますが、利害関係者、関わりを持つ人、

そしてそのベースとなる区民の皆さんが、その中で、この領域の仕事をどういう形で設計図を描くか。そういう仕事が残っており、かなり集中した議論をこれからお願いするということになるとと思いますが、そのスタートということで、どんな手順でどういう形で進むかというような議論になります。

それでは、最初の議題として、新たな地域福祉保健計画の策定について、資料が用意されておりますので、説明をよろしくお願いいたします。

福祉政策課長：（資料第1号に基づき「新たな地域福祉保健計画の策定について」の説明。）

高橋会長：ありがとうございます。いろいろと多岐にわたるテーマがあり、文京区としての計画を動かしていく上で、かなり国の政策方針が大きな影響を及ぼしています。単に国がということではなく、地域でいろいろな課題を全体として見渡し、やはり自治体として、それぞれに対応してほしいというメッセージが出ています。国は、自分たちがやれと言っているから、ということではなく、国としてこういう課題が地域であるのだから、そこら辺をぜひそれぞれの自治体で受けとめて、いろいろな制度を超え今までのやり方と違うやり方でやるように言っています。例えば共生型サービス、また更なる医療、介護連携といったものについては、単なるスローガンではなくて、制度的に進めやすくやりやすいような措置を国としてやるので、自治体、それぞれの区のレベルで創意工夫を発揮しながら体制を構築してほしいという形で、理解しております。

ただいまの木幡課長の説明、今までの流れの中でいろいろと委員の皆様からもご質問等があるかと思っておりますので、ご発言をお願いします。

天野委員：2点ほど、すごく細かいお話で恐縮ですが、基本理念の部分ですが、自立の支援の部分なので、誰もが自分の意思に基づき、みずからの選択のもとにと書かれておりますが、これは同じことを二度言っているような気がするのですが、簡単に整理されてはいかがか。例えば、自分の意思や選択に基づき、というような形で整理されてはいかがかと思ったのが1点です。

もう一つは、男女参画のところ、その前にも出てくるのですが、個性という言葉の位置づけといいますか、その部分についてどのように考えたらよいのかと思って読ませていただいております。男女平等参画の推進というところで、男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して個性豊かにと書かれておりますが、私の理解では、個性というものは外面的な部分、つまり、ハードの部分について言われる言葉であるというイメージです。つまり、私とあなたの顔は似ていないという話だと思うのですが、個性豊かにとするのはどういう意味になるのかと考えます。例えば、これを自分らしくと言いかえるといいのかと、個人的には思いますが、いかがでしょうか。

高橋会長：先ほど、木幡課長からも議論の進展の中で、理念についてはいろいろな形で微調整も含めた検討をやりたいとおっしゃっておりますから、基本理念というのは、それぞれの共通の認識にかかわる大事なポイントですので、そういうご質問が出たことも踏まえながら、まだこの議論に立ち入る段階ではないのかと思っておりますが、事務局から今のご質問に対して、どのように考えているか、ご発言をお願いして、これからの検討に委ねるという形で扱わせていただけたらと思います。どういう意味かと、少し事務局の中でもきちんと整理をしていただけて、答えをいただく必要があるかと思っております。そ

ういう取り扱いを含んだ上で、事務局からお答えをお願いします。

福祉政策課長：国の大きな流れもあるというところ、それから基本理念、基本目標は、この計画を貫く大きな柱の部分、土台の部分と思っています。選択のもとという表現の部分に関しても、前回基本理念をつくったときには、それぞれいろいろな、多様性も含めてあるというところから、この表現を使い、先ほどの男女平等のところに関しても、個性という言い方がございましたが、人それぞれもっているものはいろいろあるというところから、個性という言い方を使いまし。今申し上げたとおり、この基本理念のところ、基本目標のところについては、もう一度皆さんと一緒に、国の動向、こういう場も含めて、ゼロベースから議論を進めていきたい。そう思っております。

高橋会長：委員の皆様もこの基本理念をお目通しいただき、また議論する機会をぜひどこかで考えたいと思います。これを忘れないよう記録に残しておいていただければと思います。そういう取り扱いにさせてください。

飯塚委員：国も言っていますが、地域、地域とよく言います。国で言う地域は、中学校区が一つの区切りだといったときに、文京区でいう地域というのは、何を指すのか、これを定義してもらえると非常にありがたいです。漠然としているのです。いろいろな形の地域という考え方があるので、一体地域ってどこからどこを地域というのだろう、文京区全部だろうか、4包括の一つだろうかということがちょっとわかりづらいことがあるので、ここでいう丸ごととか我が事とかいろいろと出てきますが、大体どういうところをまとめてみんなで考えようかという、定義するということはできないでしょうか。

高橋会長：これも実は大問題でして、地域という言葉に今託そうとしている意味が非常に重層的というか、いろいろな意味を込めて地域といっている。地域というのはご承知のように、あるエリア、地域的な文京区とか、小日向地区とか、町丁地番まで含めたそういうエリアを指す非常に抽象的な概念ですが、ここではもう一つ、地域社会という、これは横文字を使うとコミュニティという言葉で、人々が相互にかかわり合いながら関係を持ちながら、ある地域のまとまりがつくられていく。ある種の共同性という、単位としての地域という概念があって、つまり、地域の隣人というか、向こう3軒両隣の世界から始まって、文京区という行政の単位にまで、それを使い分けているわけです。

そういうわけで、一元的に定義がちょっとしづらい、その使うコンテキストというか、どういう意味で使うかというところで、地域の意味が非常に多様なものですから、例えば、日常生活圏域と言ってみたり、町内会の単位ぐらいではないかと言ってみたりということがあります。中学校区や小学校区という学校では、ある意味では地域生活のまとまりの単位の中で学校ができてきた、また小学校ができてきたという歴史があるので、地域社会のまとまりと、うまく対応している。

ところが、最近は子どもの数が少なくなったから、学校の統合が起こったりすると、その辺はどうなのかということになる。どういう意味で地域というものを使っているかということに注意しながら、これも作文する段階で、定義がきちんとできるものについては、定義をする。それから、地域福祉や地域医療それから地域看護という、その専門サービスの考え方の中で地域の話が関係してくる場合もあるし、そこら辺はそれぞれの使い分けの世界があるので、地域はこう定義しますと喋って話をしてしまうと、実は動きがとれなくなってしまうところもあります。そこは事務局と、やはり区民の皆さんの

理解が、焦点が合って、きちんと理解できるような努力はしなければなりませんので、配慮しながら、大事なご指摘をいただきましたので、これから考えていきたいと、はっきりとまだ結論は出ませんということで、お許しただけたらと思います。

これはむしろ策定の方針の議論でございますので、これからそれぞれ部会でもいろいろな議論をお願いすることになりますので、その中で大事な議論がこれから出てくるかと思っておりますので、委員の皆様から忌憚のないところでご発言をお願いいたします。

それでは資料第2号の平成29年度地域福祉保健計画検討スケジュールについて、よろしくをお願いいたします。

福祉政策課長：（資料第2号に基づき「平成29年度地域福祉保健計画検討スケジュール」の説明）

高橋会長：ありがとうございます。このA3の資料で前回と書いてあるのは、この前の計画で大体このぐらいのときにこれをやっていますという参考ですか。

福祉政策課長：その通りです。

高橋会長：一斉にこれからそれぞれの部会が動き出します。それぞれの委員の皆様も部会に所属をいただいていると思っておりますので、それぞれ関係のある部会でいろいろな形でご検討をお願いすると思っております。

この件で何か質問等はございますか。それでは、よろしいでしょうか。

それぞれ事務局も大変ですし、事務局の中で幹事会の調整の仕事もいろいろとあり、それから従来のルーティンである程度確立したやり方に加えて、先ほどからお願いしておりますように、新しい要素が分野横断的なアプローチをどういう形で、文京区で実現していくかということ、いわゆる、長年言われていた縦割りの仕組みだけでなく、丸ごとというのはいろいろな言い方をして、賛否両論ある表現なのですが、地域包括ケアという表現を少しわかりやすくすると、丸ごとではないかというように使われ出したものがこういう形で国の中にも使われるようになってきたという経緯がありますが、そういったアプローチをどういう形で入れていくか、そこら辺は事務局の腕の見せどころでもありますので、委員の皆様のご協力をいただきながら、ぜひ部会での活発な議論に期待をしたいと思っております。

高橋会長：それでは、引き続き、次のテーマは、文京区居住支援協議会の設立についてです。よろしくをお願いいたします。

福祉施設担当課長：（資料第3号に基づき「文京区居住支援協議会の設立について」説明）

高橋会長：ありがとうございます。少し補足をしたほうがよいかもしれません。

住宅セーフティネット法という法律のことですが、今の国会で相当大きな制度改正をしました。とりわけ空き家を活用して、住宅の要配慮者という言い方をされていて、難しい言い方ですが、住宅を確保するに当たって、今までは高齢者だからといって、それでシャットアウトでした。障害者の入居も、なかなか難しい。場合によっては、シングルファミリーの方の住宅確保もなかなか難しい。

これは、家主さんが今までは、若い入居者を想定すれば、手間がかからない、ちゃんと家賃さえ払ってくればいいということでした。少子化の中で随分アパートの空き家も増えておりますし、そこをきちんと活用していただくと、施設を利用しなくてもいい

方たちも相当いらっしゃり、賃貸住宅がうまく確保できないのでやむを得ず施設需要につながっているというケースが現実によくあります。どうして社会福祉協議会が居住支援団体なのだと思いの方もいらっしゃるかと思いますが、いろいろな生活支援のサービスを組み合わせると、実は賃貸住宅の居住確保が簡単になる。

場合によっては、アパートではなくて、一般の大きな民家を借りて、それを共同居住するというようなやり方をする。これは、かなり最近の議論でいうと、シェアハウス、このシェアハウスというのは、適正な形で利用していただけるような仕組みを居住支援協議会で空き家を登録して、使えるようにする。最大の問題は家賃の問題ですから、家賃の債務保証業者と生活支援のネットワークが組むような仕掛けで居住支援協議会を軸にして、政策が展開できるいろいろな法律改正がございまして、予算上の措置も家賃補助に近いものが入りました。

これまで、文京区は先ほどご紹介いただいたすまいるプロジェクトの中で、ある種の生活支援の役割を担うLSAをもっていらっしゃるわけです。それを公営住宅だけではない一般の民間の賃貸住宅にも派遣して見守りができるようにしてまいりましたが、居住支援協議会の仕組みを使いながら、それが、普及しやすくなる可能性があります。これは国交省の住宅局の政策と同時に厚労省の福祉関係部局の共同の仕事として位置づけるという考え方ができております。昨年の12月以来、局長級、第1回目は大臣もご出席になりました連絡協議会がつくられて、不断の協議をするということになりました。これが大変重要なポイントだと思っています。

急性期病院から退院をされた方たちが自宅に戻ることは、今はなかなか難しい。それを例えば、従来の福祉だけではなく生活支援の仕組みと上手くあわせると上手くいくのではないかと。またそういう意味では医療介護と住まいの確保というのは、今まではあまり同じテーブルで考えてこなかったが、非常に重要だぞという意識がいろいろな形でたれるようになった。有名なたまゆらの事件がありますが、できるだけ住みなれたところで居住を確保していただくための条件を住宅行政と福祉行政、それから地域の地域力、これも先ほどの地域共生社会と大変かかわりがあります。

そういうことの拠点として、居住支援協議会をつくってほしいということ国交省が法律の改正で広く言ってきたわけですが、都道府県のレベルではたくさんできておりますが、区のレベルでは23区ですと、豊島区と板橋区が区レベルで居住支援、ほかにも幾つかあるかと思えます。文京区は先ほどのようなすまいるプロジェクトの成果もありますし、これは何よりも不動産関係の賃貸住宅関係の業者の皆さんの理解をいただかなければなりませんし、生活支援ということになると、これは幾つか調査をしておりますと、社会福祉法人の地域公益事業というのを社会福祉法でやるようになりました。

その一環として、居住確保を行って、不動産屋さんネットワークを組むという動きは、京都市があります。あるいは社会福祉協議会がベースになっておりますのは、福岡市や神戸市などで、既に先駆的な動きがございまして。こういうものもハードとソフトの共同の仕組みをとにかくつくろうということで、文京区が取り込まれるというのは大変時宜にかなったことと思っておりますし、これはまさに地域福祉計画の非常に重要なメニューの柱の一つになっていくべきものですので、ここでご報告いただき、また必要に応じていろいろな形で情報提供をさせていただくことになろうかと思っておりますの

で、ご理解をいただけますと、大変ありがたいと思いました。

この件について何かご質問、ご意見はございますか。

天野委員：協議会の構成につきましてお伺いしたいのですが、住宅確保要配慮者という方たちの代表の方が入っていらっしゃらないように思います。私は文京区に引っ越してまいりまして20年ぐらいになりますけれども、私は普段、盲導犬と生活しておりますので、私の場合は三重苦なのだなというふうに思ったりしておりました。と申しますのは、盲導犬がいて、つまり大型の犬がいて、視覚障害で、私は音楽家なので歌も歌います。ピアノもあるという、そんな状況で部屋を探すのは非常に苦労しました。というようなそれぞれの苦労やその解決方法については、ある種当事者の方に入っていて、その中で情報を共有するというようなことがあると、もう少し話が違うのではないかなと思います。ですから、ぜひ当事者の方たちにもこの会議に参加していただいたほうがいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

福祉施設担当課長：今回、文京区の居住支援協議会は、不動産関連団体、居住支援団体という構成になっています。当事者の方、おのおの、先ほど住宅確保要配慮者に対しては、それぞれ当事者の方がいらっしゃいますけれども、この協議会では、政策的なものも含めながら、配慮者に対する住宅供給を行っていきたいと思います。

皆様の当事者のご意見については、おのおの民生・児童委員の方、また先ほど障害者基幹相談支援センターと、あと高齢者の方については高齢者あんしん相談センターのところで、ご意見をいただいているところがございますので、個別の意見もあるかと思いますが、そのような団体の中の広い意味で協議していきたいと思っております。

高橋会長：補足をさせていただきますと、これは、やはり障害者福祉の世界のアプローチとそれから住宅のハード行政のアプローチで、まだまだ当事者参加という考え方が、きちんと住宅の場合はまだそこまでいっていないという、現実もあります。

だからといって、居住支援協議会のスキームは先ほど、事務局からご説明がありましたが、支援団体という枠で法律ができておりますので、ご説明のとおりで、多分いろいろなニーズ把握というのは、今度は非常に個別性、障害の対応だとか、それから要確保の、非常に個別性がありますので、ここで一括して議論するには、なかなか技術的にも難しいところもあるかもしれない。いろいろなことありますが、とりあえずこのスキームで立ち上げて、課題がいろいろな形でできたところで、ニーズをどういう形で把握するかというのがテーマになっていくと認識しております。これは国交省の住宅セーフティネット法の法律の趣旨に従ってまずはつくっていくと。制度上の制約があるということも少しお含みおきいただいて、きちんとニーズと住宅を提供する側のマッチングの仕組みをどうつくっていくかということになれば、まさに当事者の要望とかそういうものを受けていかなければいけません、その辺りは次のステップで議論をしていくことになるのかと私は理解しております。当面はこういう形で行くということ思っております。

水野委員：民生委員の水野でございます。この国からの方針を受けてのことではあると思いますが、当事者にとってはもっと早くやっていただきたい部分があるのではないかなと思うのですが、年に2回だけの協議でやっていけるものなのではないでしょうか。

福祉施設担当課長：協議会、今年度は7月と2月ということで、その辺は文京区、ほかの自

治体で立ち上がっているところもありますけども、今年度については、2回でいろいろと不動産関係団体の方もこの居住支援協議会をご理解されていないところも多々あるかと思しますので、最初の初歩的などころからスタートしまして、1、2回の中で皆さんに状況を理解していただきたいと思います。来年度以降はそのようなことをもっと前向きに進めるために、2回ではなく、3回、4回と必要な議論を交わして、いきたい考
ございます。

水野委員：了解しました。

高橋会長：いかがでございますか。これも随時協議会の中でご報告をいただき、またご意見も必要に応じてお寄せいただく。大変貴重なご意見を、当事者の居住ニーズをどう把握するかというのは大変大事ですし、今までのいろいろな事例の報告を聞いておりましたが、これは高齢者に限った話です。大変興味深いのは、不動産屋さんはどうしても高齢者の入居というと、60代、70代の人だと思ってしまうのですが、現実に住まいを求められている方は80代、9代のお元気なお年寄りがたくさんいらっしゃいます。そうすると、そこでもうマッチングの話がなかなかうまくいかないの、こういう居住支援協議会のスキームをつくってお互いに理解をし、生活支援の仕組みがあれば、それじゃあ家主さんはよろしかろうという話になる。

文京区の場合は、まだまだ若い入居者が多いので、不動産屋さんは強気です。そんな苦労してまでリスクの大きい人を入れたくないというような空気は正直言っているのだらうと思っているのです。

だけど、実は現実の需給環境を見ていると、必ずしもそうは言えません。一戸建ての空き家の活用というのは、空き家の把握自身が実はとても大変な仕事でございます。いろいろな事例を拝見し、それを上手に使うと、非常にいい生活の場ができる。ここでいう要配慮者、高齢者と障害をお持ちの方と、シングルファミリーの方とが一緒に生活するというようなスタイルもあっていいのではないかと。

そうすると、それを居住支援協議会の中でいろいろとできてくるとか、あるいは、地域活動の拠点と住まいの機能を複合化するような試みだとか、いろいろな試みが現実に行われておりますので、創意工夫に満ちたものをどうやってつくっていくかというのは、今年が多分手探りだらうとは、五木田課長のご説明のとおりです。これをぜひ深めていただくと、文京区のすまいるプロジェクトは大変いろいろなどころから関心と呼んで、多分資料紹介等もあって、そういうことをやっているのだとかなり知られたわけですが、それで引き継いでいい仕事ができると大変いいと思っ期待をしております。

そのようなところですが、何かございますか。

須田委員：そうすると、これはすまいるプロジェクトを発展的に解消する形で、この中に包括されるということですか。

高橋会長：いえ、それはまた別でございます。五木田課長、お願いします。

福祉施設担当課長：すまいるプロジェクトは、ある一定条件の住宅に対して障害者、高齢者、ひとり親の方々に提供しているような事業でございます。こちらの協議会は、先ほどご説明したように、もっと広いところを対象にしていきますので、そういう大きなところで議論をして、ストック住宅の活用やいろいろな居住支援を行っていくということ

でやっていきます。ですから、別枠ですけれども、必要に応じては、すまいるプロジェクトを拡充していくと、また別になります。というようなことも、協議会の中で議論があれば、考えていくような形にはなるかと思えます。

須田委員：並行しながら、オーバーラップしながら行っていくということでしょうか。

福祉施設担当課長：並行ではなくて、事業を推進していますので、一つの高齢者等の住宅政策として事業をやっていますので、それ以外に新たに、例えば低所得者の住宅対策というものが生まれるかもしれません。ですから、その辺の事業を見ながら、すまいる住宅は一定条件のものをやっていますけども、その辺がまた高齢者にとってもっと手厚くしたほうがいいのではないかということであれば、拡充するということで、並行というか、住宅政策としては同じかもしれませんが、議論としては、ちょっと離れた、ちょっと1歩引いた位置づけになってくるかと思えます。

須田委員：わかりました。

高橋会長：よろしいでしょうか。

ちょっと予定より早く進んでおりますけれども、せっかくの機会でございますので、今まで報告のあったことについてさかのぼってご意見やご質問をいただくことでも結構でございますが、何かご発言はございますか。

よろしいですか。

本日用意した議題は以上でございます。ほかに何かこの議題以外のことで推進協のあり方等も含めて、何かご意見があればと思えますが。

よろしいでしょうか。

(なし)

高橋会長：それでは、本日は本年のこの地推協のミッションというか、何をこれからやるのかということについて共通の理解をいただいたかと思えますし、文京区として新しい居住支援協議会の設立についても、住宅というのは住まいですので、今までは施設か住宅かというような、議論だったのですが、住まいが最近サービス高齢者向け住宅もそうですが、様々な支援やサポートのついている住まいというそういう考え方に変わってまいりました。

住宅行政と福祉、医療、介護の行政が非常にかかわりを持つという、これは、社会事業と戦前言うておりました領域のことでこれは既に住宅というのは入っていたのです。建設省という今の国土交通省はもともと内務省ですから、医療・介護と同じ根っこなのです。そういうことを含めまして、本来の福祉の姿に元に戻るというか、住宅というのは暮らしの基礎でございます。北欧に大変有名な話があって、福祉は住宅に始まり、住宅に終わる。そういう言葉があるぐらいです。

ぜひ単なるハードではなくて、住まい方も含めたいろいろな高齢、障害、それからさまざまな支援の必要な人たちが地域で暮らす時代になりますと、暮らし方をどう支えていくかという、そういう時代になったということで、文京区でもそういう取り組みをしていくのだという、政策的な意思表示があったということで、地域福祉推進計画の中でも議論をさせていただくということになるわけです。

それでは、事務局のほうから何かございますか。

福祉政策課長：まず、この場をかりて、1点おわびをさせていただきます。私、須田先生を今

回欠席と申しあげましたが、先生は本日いらっしゃいました。申しわけございませんでした。

本日は幾つも貴重な意見をいただき、ありがとうございました。今回、議論いただいた議題に関しましては、6月の議会の厚生委員会に報告することとしております。

最後になりますけれども、先ほど申しあげましたとおり、本年度の協議会に関する開催でございますけれども、スケジュールでも説明をさせていただきましたが、今のところ5回を予定しております。次回は、7月の下旬を予定しております。日程等が決まりましたら、また委員の皆さんに通知をさせていただければと考えております。

まさに、これから我々はこの計画を作成するに当たって、さまざまな議論をしていきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

高橋会長：それでは、本日の協議は終了いたしました。熱心にご参加いただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、これで閉会ということにさせていただいて、また暑い7月になりますが、お目にかかせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上